

令和元年 7 月

美里町教育委員会定例会議事録

令和元年7月教育委員会定例会

日 時 令和元年7月24日（水曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

2 番 委 員 成 澤 明 子

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

教育総務課課長補佐兼
南郷図書館長 草 刈 明 美

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍 聴 者 3 人

議事日程

- ・ 平成31年4月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 平成31年4月教育委員会臨時会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第10号 令和元年度生徒指導に関する報告（6月分）

- 第 4 報告第 1 1 号 区域外就学について
- 第 5 報告第 1 2 号 指定校の変更について
- ・ 審議事項
- 第 6 議案第 1 2 号 美里町社会教育委員の委嘱について
- 第 7 議案第 1 3 号 令和 2 年度使用教科用図書の採択について
- 第 8 議案第 1 4 号 美里町文化財保護委員会への諮問について
- ・ 協議
- 第 9 「令和元年度 美里町の教育」について
- 第 1 0 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 1 1 美里町学校再編について（継続協議）
- ・ その他
- 第 1 令和元年度美里町議会 8 月会議について
- 第 2 行事予定等について
- 第 3 令和元年年 8 月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

- ・ 平成31年4月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 平成31年4月教育委員会臨時会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

- ・ 審議事項

第 6 議案第12号 美里町社会教育委員の委嘱について

第 7 議案第13号 令和2年度使用教科用図書の採択について

第 8 議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について

- ・ 協議

第 9 「令和元年度 美里町の教育」について

第11 美里町学校再編について（継続協議）

- ・ その他

第 1 令和元年度美里町議会8月会議について

第 2 行事予定等について

第 3 令和元年年8月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 3 報告第10号 令和元年度生徒指導に関する報告（6月分）【秘密会】

第 4 報告第11号 区域外就学について【秘密会】

第 5 報告第12号 指定校の変更について【秘密会】

- ・ 協議

第10 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）【秘密会】

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） では、皆さんこんにちは。

定刻になりました。大変お忙しいところ、教育委員会の定例会にご参加いただきましてありがとうございます。

おかげさまで、先週の金曜日、第1学期が終了いたしました。幼稚園、小学校、中学校と長い1カ月間の休みに入ったわけですが、まず中学校のほうでは、今現在、中総体の県大会がありまして、また東北大会などに出場する生徒もこれから出てくるということでございます。休みはあるんですが、そういった行事も抱えているというところがございます。

また、各幼・小・中に今現在行っておりますエアコンの設置でございますが、これから夏場、休み期間中に本格的な工事になってこようと。おそらく2学期からは稼働できるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

いろいろと行事もございましたが、後ほど教育長の報告の中で報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから令和元年7月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして、教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐並びに青少年教育相談員が後ほど説明のために入室することがございますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより会議を行います。

まず、平成31年4月に行いました臨時会が2つあったわけですが、こちらのほうの会議議事録の承認ということでございます。事務局から、まず説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 事前配付として、こちらから2つの教育委員会臨時会の議事録の資料を置かせていただきました。そちらについて誤字・脱字等があれば、こちらのほうで修正していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） 事前にいただいた部分もあるということですか。（「そうです」の声あり）
では、大きく違っているということではない。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） ではないですね。

○教育長（大友義孝） どうでしょう、委員さん方、見ていただいた状況の中で、よろしいでしょうか。

○委員（後藤眞琴） 僕、見ましたら、ほとんど間違いなくて「てにをは」ぐらいで、大変だろうなと思って感心しています。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、この2つ、4月には臨時会が2件あったわけですが、まず内容をもう一度確認し、委員さん方の承認を得たと。「てにをは」の部分がもしあれば、また修正するという
ことで、承認をいただけるということでございます。それでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、議事録の承認という部分については終了させていただきます。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それではこれより、日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。

議事録署名委員は、委員会規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名いたします。

今回は、2番成澤委員、3番留守委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告ということでございます。

教育長の報告資料を添付させていただきました。

まず大きく5点ほどございます。

1つ目が、幼・小・中の終業式が先週金曜日に行われ、無事1学期を終えることができましたという報告であります。

2つ目でございます。新中学校建設調整委員会設置要綱を廃止したということでございますが、これはなぜかといいますと、7月9日、第5回目の新中学校建設調整委員会を開催いたしまして、建設に伴う主体的な業務は町長部局となるために、現在の教育委員会の要綱をまず廃止し、町長が新たに新中学校整備等調整委員会の設置要綱をつくるということにさせていただ

きました。

これまで教育委員会のほうで事務局を担っておりましたが、今後においては、町長部局のほうで建設課が事務局ということになります。メンバーにつきましては、何ら変わることはありませんで、以上のような内容のことから、いろいろ協議し、そういうふうな形をとらせていただいたということでございます。

3つ目は、指導主事の訪問が行われました。

4つ目としましては、町立学校の夏季休業でございます。7月20日から8月25日までの期間となりますが、学校で日直を置かない日ということで、8月13日から16日の4日間、実質は9日間になるわけでございますが、これは閉庁するというところに北部教育事務所管内で一応協議をさせていただいたところでございます。

それで、緊急時の連絡網につきましては、既に調整済みでありまして、各保護者の皆さんへの通知も各学校から通知されているということでございます。

それから5つ目が、町内の校長会、それから教頭会並びに幼稚園長・保育所長会の諸連絡事項については、別添のとおりでございます。

そこで、この中で申し上げたい点があります。

1枚めくっていただきまして、小・中学校の教頭会の研修会の部分を出していただきたいんですが、その中の2番目の(3)、今年度は移行措置期間中と書いてありますが、学習指導要領が来年から完全実施となります。小学校の部分です。そういった中で、移行措置で現在行っているところでもございまして、それに伴い、(4)で来年度の授業時数の確保、これをしっかりとるようにということの指示をさせていただきました。

その中で触れてあるのが、2学期制、2期制ともいいますが、こちらの導入について、もし来年からやるということであれば、それなりの行事日程は組むことは可能だと、今現在。ですが、保護者、教職員等々、子どもたちへの周知もまだ全然整っていませんし、それ以前に、教育委員会での協議もまだしていないということもございますので、こちらのほうについては、今後検討期間を置いて、実施できるものであれば令和3年度ということになるのかなと思ってございます。今現在、資料を準備中ではございまして、今後、教育委員会で議論をしていただければと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

その中で、町が行う、もちろん教育委員会もですが、町が行う、教育委員会が行う年間の行事時数がどれくらい使っているのか。それから、各学校における総合学習の時間等々の関係もありまして、それをどのような形で次年度以降進められるのか。来週早々、教務主任者会議

がありますので、そちらのほうで少し煮詰めていきたいというふうに考えております。

次に、3つ目の学校教育力アップの中でありますように、(3)ALTでございます。7月31日、来庁することになり、7月31日から3名のALTが赴任してくるということでございます。別冊のほうで、個人のプロフィール等々を載せさせていただきました。これは、あくまで個人情報になりますので、部外秘ということにさせていただきたいと思っております。3名の方、男性2人、女性1人でございますが、どの方がどの学校に赴任ということは、まだ決めてございません。31日においでいただいて、面接をさせていただいた上で、どこの学校に赴任していただくか決めたいというふうに思っております。

次に、ページを開いていただきまして、令和元年度に行われます管理職選考が、これは教育長報告の中で、もう終わったという部分ではなくて、今後のことということで捉えていただきたいんですが、筆記試験、それから面接試験が今後行われていくことになります。

それから6番目の北部地区教科用図書採択協議会ですが、公表日、今後決定ということで書かせていただきました。資料のほうが少し早目につくった資料でしたので、こう書いたんですが、8月1日午前8時30分以降の公表ということでございます。したがって、今日、委員の皆様方に配付されております、この関係の資料については、8月1日午前8時30分までは非開示というふうにお取り扱いしていただきたいと思っております。ただ、この関係の会議については、秘密会ではなくて公開の会議ということにさせていただきたいと思っております。

それから7番目のその他の中で、(2)夏季休業中の悉皆研修を行います。小・中・幼も含めてでございますが、8月6日午後2時から、こごた幼稚園を会場に悉皆研修、特別支援教育のスーパーバイザーであります西澤由佳子先生においでいただきまして、「特別な配慮を必要とする子どもへの支援」という形で、これは仮の題名でございますが、それで行うということにさせていただきました。

それから最後に、報告事項の一番最後に、主な行事・会議等がございます。一覧でお示しをさせていただきましたので、その中で若干補足して説明をいたします。

6月29日土曜日に、高校入試説明会を行いました。来年から高校の入試制度が変わるということで、昨年度も行っておりましたが、今年度も行いました。約60名でしたか、保護者、生徒さんの参加を見ました。県の高校教育課からおいでいただいて説明をいただいたところがあります。

それから、7月5日金曜日、北部教育事務所長来庁といふふうに漠然と書いておりますが、これは、将来におけるの人事の調整です。

7月9日、教育委員会評価委員会、これは第1回目でありました。委嘱を申し上げ、そして前年度の教育委員会の評価をいたしまして、委員の皆様方にご提示させていただきました。そして、もう来週、第2回目ですね。（「はい、29日です」の声あり）評価委員会を開催する運びとなっております。この教育委員会評価委員会が出されましたご意見等については、美里町議会9月会議の中で行政報告までさせていただければというふうに考えております。

それから7月16日、防災・水防協議会を開催されました。防災ハザードマップを見直しするというので、原案を示されたところでありました。次回、あさって、2回目の防災・水防協議会が開催する予定ということになっておりまして、ここで最終的には決定されるということになりますし、住民の皆様方へのマップの配布もあわせて行っていくということになる予定であります。

それから7月17日、総合計画策定委員会が開催されまして、現在の総合計画が令和2年度、来年度までの計画期間となっております。したがって、これまでの点検をし、さらに改善が必要と見込まれる場合は、その見直しを行い、新たな見直し計画をつくっていくということになろうかと思っております。

その間、スケジュールであります。8月から9月にかけて住民の皆様方に意向調査をお願いするということであるようです。そして、来年の2月から3月にかけて、住民懇談会を開催し、ご意見を頂戴する。この中で、若い人のご意見をどんどん頂戴したいというふうな考え方のようにございます。

こういったことで、策定委員会が開催され、今後も策定委員会が続くということでございますので、教育委員会の会議のたびに、進捗状況と、そして教育委員会の考え方も含めつないでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ちょっと教育長の報告、長くなりましたが、以上で報告を終わりますが、委員の皆様方からご質問等ございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 最初から1、2、3、4枚目なんですけれど、4枚目の5となっている宮城県北部教育事務所（北部管内教育長連絡会）というところの、7その他の（3）放射線副読本（平成30年9月発行）について、それで「非核平和都市宣言の町」として、これ、誰がどこで、誰が文を書くんですか。

○教育長（大友義孝） 今のお話、ちょっと報告が漏れてしまいました。昨年9月に文部科学省から、この関係の副読本が発行されまして、教育委員会を經由しないで、各学校に送付され

ているのが現状です。高学年用、低学年用がありまして、その中で、前にもこの副読本を発行されてはあったんですが、それを改良版というんですか、改定版というんでしょうか、それが配布されております。その副読本の活用に関してであります、別に活用してだめだという部分で書いているのではなくて、そのちゃんとした意味を子どもたちに伝えていただきたいというふうな内容であります。

ただし、美里町は、全国に27組織だと思わすけれども、非核平和都市宣言というふうに宣言している市町村があります。その中の1つの町であるということの認識を持ってくださいということの意味でお話を申し上げましたので、扱ってだめだとか、ぜひ使いなさいとか、そこまでのレベルでのお話はしておりません。そういう中身でございます。成澤委員。

○委員（成澤明子） 関連で。非核平和都市宣言の町としてというパンフレットみたいなものがあるわけではなくて、非核平和都市宣言をした町だから、文科省から直接学校に渡った副読本は、こういったことも踏まえて取り扱うということの意味なんですね。

○教育長（大友義孝） そうです。はい。そういう意味でありますので、きちっとした児童生徒へは、放射線とは何か、放射能とは何か、そういった部分をしっかりと伝えていただきたいということの意味でございます、その背景には、議会のある議員の一般質問の中にも、その質問がございまして、非核平和都市宣言の町として認識を先生方にもお持ちいただきたいというふうなお話でございましたので、改めてここでお伝えしたという中身でございます。

○委員（後藤眞琴） 今のことなんですが、僕、前に出ているもの、控室に置いてあるのを読んだんですけど、あれ、子どもたちに伝えるためには、先生方がまずよくわからないと、飛躍がありますので、説明の中に。かなり大変だろうなという感じを受けています。

○教育長（大友義孝） これで、副読本として出されてあるのは、多分3つ目だと思うんです。文部科学省では、この改訂版を含めて2種類。それからもう一つは、発行名称を忘れましたが、科学研究所とか何かというところがありまして、そちらの資料のほうがよろしいのではないのかというふうなことも、数年前、今から四、五年前ですか、申し上げた記憶も私はあるんですが、ただ、中身を今回精査されているようでございまして、それをしっかりと先生方も認識をし、誤った伝え方を子どもたちにしてもらっては困るわけですから、きちっとした伝え方をさせていただきたいということでございます。

以上のような内容でございます。

そのほかございませんでしょうか。どうぞ、成澤委員。

○委員（成澤明子） 最初のページの1の（2）美里町新中学校建設調整委員会設置要綱の廃止

ということで、今度は設置要綱にかかわることは町長部局に移るとのことなんですか。

○教育長（大友義孝） その内容については、後ほど課長のほうからも……。町のほうがちょっとないんですね、要綱を準備できていなかったの。これは、建設に関する中身の部分については、当然のことながら町長部局でやっていくと。財産取得申し出をしている関係上ですね。それはしっかりとやっていく中で、教育委員会から手が離れたという意味ではなくて、これまで事務局が教育委員会なんですよね。それを建設整備をしていくということになれば、やはり町長部局のほうの担当課が望ましいであろうと。さらに、跡地の活用もあるわけです。それを教育委員会が事務局となりますと、町の政策全てを教育委員会でやることにもなるかもしれないわけですから、町の部局のほうにそれを移行して、中身を変えているというのではなくて、担当部局を変えたという中身になっています。

ただその際、名称が同じ名称で最初考えたんですが、前の調整委員会だとか、新しい調整委員会だとかという話にはしたくないので、名称を「整備等調整委員会」に改めたというふうなこともございますので、後ほど再編の関係で話があるときに、課長のほうから説明をしていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○委員（成澤明子） はい。

○教育長（大友義孝） そのような内容でございます。

もしよろしければ、教育長の報告はこの辺で終了させてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3に入ります。

日程第3については、専門員……。ちよつとごめんね。

では、傍聴人の方もいらっしゃるようなので、ちよつとここで委員の皆様方にお諮り申し上げたいと思いますが、日程第3の報告第10号、11号、12号、こちらについては、内容が秘密会に類する内容ということになってございますので、少し日程を順番を変えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

それでは、この日程につきましては、審議事項もしくは協議事項の後にさせていただくよう

に、ちょっと時間の調整を見ながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程3から日程5を後に回しまして、審議事項に入ります。

審議事項

日程 第6 議案第12号 美里町社会教育委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） 日程第6、議案第12号 美里町社会教育委員の委嘱についてお諮りいたします。

まず事務局からご説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 私のほうからご説明申し上げます。

資料は、議案第12号 美里町社会教育委員の委嘱についてでございます。今年度任期切れということで、5人の社会教育委員の委嘱について、教育委員会からお願いしたいと思っております。

資料のほう、上から5人の方が記載されているかと思えます。こちらのお二人の方、秋山さんと大野さんという方は、こちらのほうで募集して申し込まれた方で、お願いしたいと思っております。上の3人の方については、教育委員会のほうで調整して、このような方がよろしいのではないかとということで提案させていただいているところでございます。

お諮りしていただいて、ご承認となれば、2年間、社会教育委員として委嘱することになります。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

社会教育委員の委嘱につきまして、今回は5名ということで提案をさせていただいたところでございます。

ご質問、ございますでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、これから2年間、この5名の方に社会教育委員を委嘱することにさせていただきますと思います。

ここでちょっと、前に話をしていたほうがいいのか、名簿の番号を振っていなかったんですが、一番上の方については校長先生です。2番目の方と3番目の方は、現在、前の社会教育

委員さんであった方です。それから後半の4人目、5人目の方は、公募でいただきました方で、公募したところ、お二人からでしたね、「はい、そうです」の声あり）お二人の応募がありまして、お二人とも社会教育委員のほうに委嘱したいということで、ご提案申し上げたところでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで討論は人事案件ですので省略をさせていただきますが、直ちに採決に入らせていただきたいと思います。

議案第12号 美里町社会教育委員の委嘱について、お示しした皆様方に委嘱したいと思いますが、賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、議案第12号 美里町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

それでは、ちょっと休憩させてください。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時00分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

日程第7 議案第13号 令和2年度使用教科用図書の採択について

○教育長（大友義孝） 日程第7、議案第13号 令和2年度使用教科用図書の採択について審議をいただきたいと思います。

この内容につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

令和2年度より使用する町内小中学校の教科用図書の採択を行うものでありまして、どの教科書にするかということを決定していただきたいと思いますということでございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律があります。13条第5項の規定によりまして採択を行うもので、ご提案するものでございます。

これまでの流れについて、まず説明を申し上げます。

1つ目であります。

美教総第694号の部分であります。美里町教育委員会教育長から北部地区教科用図書採択協議会会長へ報告をさせていただいたものでございます。

教育委員会として、どの教科書がどこの発行者であるかと。どれが望ましいかという部分について、報告をさせていただいたものでございます。

それから、北図協第27号については、昨日、教科用図書採択協議会が開催されまして、その審議を行った結果、次のページにあります国語から道徳まで、発行者がどこであるかという部分について決定をさせていただきました。あわせて、中学校の部分については、新たな検定教科書がないために、前年度まで使用していた部分全てを採択するというところでございます。

もう一つは、学校教育法附則第9条にあります教科用図書、一般図書ですね、こちらのほうについて全て美里町教育委員会では採択希望は可能ですというふうな報告を申し上げましたが、全て採択ができるということで報告をいただいたものでございます。

そこで、別冊の中の、今度は横の表になっていますが、鉛筆書きで市町、専門委一覧ということで資料を提示させていただきましたのが、各教科ごとにそれぞれの市町でどの発行業者さんが望ましいかということでの一覧表でございます。

ご覧のように、ちょっと色つきがありますが、こちらがよその市町と違ったところを表示させていただいておりますが、結果的には、統一した教科書を採択するというところでございまして、一番多いところ、つまり大崎市、加美町、美里町が選んだ部分と同じところになったということでございます。

ただ1点、専門委員会と市町の採択希望を見たときに、保健の部分だけ、こちらの部分だけが異なっておりましたが、その中身がどういうふうなところであったかということの議論を、昨日させていただきました。それぞれの違いという部分に関しましては、次の資料にありますが、こちらのほうについては、種目としまして4つの観点から見ております。

1つは内容、それから組織・配列、学習・指導、表現・体裁という、その4つの部分から分けられてございまして、どれも、余り大きな乖離はないんだということでございました。決定的な理由というのは、どうなんですかという部分をお話を聞いたところ、違うところですね、こちらのほうについて、QRコードがどこの発行会社さんもあるということで、あとはワークシートがある、教科書一本で対応できるかどうか、それからこの中で、発行業者さんが数社あったわけですが、2社がやはりわかりやすいということがございまして、2社にまず絞られたというところからございます。

それから、詳細の部分につきましては、小学校の研究資料のほうでお示ししたとおりでございまして、美里町教育委員会でも審議させていただきましたが、その内容と余り大きな乖離はなかったということでございます。

そこで、専門委員会から出された部分、それから市町の採択希望のところを見て、協議会の中で議論をし、最終的には1つのところに決定したというところでございますので、ご報告をさせていただきたいと思えます。

以上のような流れで、昨日、協議会を開催し、報告書を今日提出をいただきましたので、これに基づきまして、教育委員会として決定していくということになるわけでございます。

以上が提案理由でもございますので、それでは、提案理由の説明を終了いたしますので、質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。特にないですか。成澤委員さんどうですか、質疑。

○委員（成澤明子）　ほとんどが美里町で提案したものが、そのまま採択ということになっていて、保健が専門委員会で光文というところ、この光文もよく見たらいいのかなと。（「いいんです」の声あり）感想的に。

○教育長（大友義孝）　中身は、そのとおりです。もちろん、それぞれの市町の望ましいといえますか、1社に絞らざるを得ないわけですから、学校からいただきました希望調書も当然参考にされているわけですね。それぞれの市町の教育委員会で。保健の部分に限ってではなくて、やはり全教科、学校にいらっしゃる先生方が全て見られているわけですね。その中で、教育委員会に報告をいただいたもの。それを参酌して教育委員会で報告を申し上げたもの。2段階、3段階になってきているわけですね。専門委員さんにつきましては、いろいろと北部教育事務所管内からご推薦していただきました委員の皆様方で協議をしていらっしゃいます。それぞれの教科単位に5名から6名の専門委員さんがいて、共通理解としてどこがいいかということを経ってきたわけございまして、そういった内容での審議だったということでもあります。

よろしいですか。

○各委員　「はい」の声あり

○教育長（大友義孝）　では、質疑がそれ以外ないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論ございますでしょうか。

特にありませんね。では、討論なしということでございます。

それでは、採決に入ります。

議案第13号 令和2年度使用教科用図書の採択について、原案のとおり承認したいと思いますけれども、賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。挙手全員でございますので、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時20分

○教育長(大友義孝) では、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

日程第8 議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について

○教育長(大友義孝) それでは、草刈教育総務課課長補佐兼南郷図書館長も出席しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第8、議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について、お諮りをさせていただきます。

まず事務局から説明をお願い申し上げます。

○教育総務課課長補佐兼南郷図書館長(草刈明美) 今、町有地に所在する「応安の板碑」について、文化財指定の是非を諮問したいということで、こちらを教育委員会のほうから美里町文化財保護委員会のほうに諮問をしていただきたいということで、今回、原案として出させていただきます。

こちらの板碑なんですけれども、以前は牛飼八幡にあったものなんです、現在は本小牛田コミュニティセンターの敷地内に移されている板碑で、「応安の板碑」と呼ばれているもので、県内でもかなり特殊な大きさとかを持っているので、こちらのほうを文化財として指定するか協議をしていただきたいということでの議案になります。これまでも、いろいろなところから、この板碑は文化財として保護していく必要があるのではないかというお声も、私もたびた

び聞いたことがございましたので、今回、このような形で提案として出させていただきます。

○教育長（大友義孝） 提案理由でございました。

まず「応安の板碑」、これを美里町の文化財の指定をしていいかどうか、それを文化財保護委員会のほうに諮問することの議案ですね。

○教育総務課課長補佐兼南郷図書館長（草刈明美） はい、そうです。

○教育長（大友義孝） ですね。ということで、諮問書が、議案書の裏のページにあります諮問書ということでございます。

諮問理由は、このとおりでよろしいですか。（「はい」の声あり）先ほど提案理由をいただいた部分ですね。そして、もう一つ資料がついてありますが、こちらの資料は。

○教育総務課課長補佐兼南郷図書館長（草刈明美） こちらは、諮問書として事務局のほうで案として出させていただく、こちらのコピーのほうは、「小牛田の板碑」という資料がございまして、そちらから「応安の板碑」についての詳細なことについての参考資料として出させていただきます。

○教育長（大友義孝） それでは、バックデータといいますか、今現在持っている資料ということで、今回、提示いただいたということなんですね。わかりました。以上が議案の提案理由でございまして。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） これ、ここに諮問するのには何ら反対とかではなく、賛成なんですけれど、こういう立派なものを、なぜ今までしなかったんですか。

○教育総務課課長補佐兼南郷図書館長（草刈明美） 順次、文化財の指定をこれまでも行ってきていたところで、順番に来ていたということです、例えば一つのところに諮問いただいてから答申をいただくまでに、協議する期間も1年とか長期にわたりますので、複数のものをするということが、今までできなかったもので、今回、このような形で少しおくれてしまったということになります。

○委員（後藤眞琴） それからもう一つなんですけれど、文化財保護委員会から、小牛田地域と南郷地域で指定されているものの数が随分差があるというようなのがありましたよね。それで、できるだけ多く、早くよく調べて指定をしたらいいのではないかということが、僕、あつたと思うんですけれど、その点、南郷地域の文化財なんかは、今、調査研究されているわけですか。

○教育総務課課長補佐兼南郷図書館長（草刈明美） 今のところ、南郷について現在進行形で進

んでいるところはないところなんです、ただ、なんごう幼稚園とかに農機具とか民具とかのものが資料としてあるんですが、それを今年中にある程度整理をかけていきながらというところ。あとは、去年、野田家の庭園とかについても、重要な文化財にふさわしいのではないかと、文化庁のほうからご指摘がありましたので、文化財のほうでも、そういったところを考えつつ、南郷のほうにも調査を進めていきたいと考えています。

○委員（後藤眞琴） 文化財保護委員会からありましたように、文化財保護委員の皆さんのご協力を得て、できるだけ指定に値するものは早く指定をするように、諮問するように、教育委員会のほうに諮っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育総務課課長補佐兼南郷図書館長（草刈明美） わかりました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。そのほか、質疑ございませんでしょうか。
では、ないようでございますので、討論ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ございませんね。討論なしと認めさせていただきます。
それでは、採決に入ります。

議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について、このことについては町有地に所在する「応安の板碑」の文化財指定の是非を諮問したいということで、別紙諮問書のとおり諮問することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございますので、原案のとおり諮問することで可決いたしました。ありがとうございました。
それでは、暫時休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時33分

○教育長（大友義孝） それでは休憩を解きます。再開をさせていただきます。

○教育長（大友義孝） 報告事項に戻ります。

日程第3、報告第10号 令和元年度生徒指導に関する報告（6月分）、そして日程第4、報告第11号、日程第5、報告第12号、あわせて協議の中の日程第10、基礎学力向上、いじめ・不登校対策について、この4つの部分については、秘密会という形にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。それでは、以上の4カ件につきましては、秘密会ということにさせていただきたいと思います。

【秘密会】

休憩 午後3時09分

再開 午後3時19分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

それでは、ただいま秘密会を解きましたので、これより公開協議ということにさせていただきます。

日程 第9 「令和元年度 美里町の教育」について

○教育長（大友義孝） まず協議事項の日程第9、「令和元年度 美里町の教育」について協議をさせていただきます。

この「美里町の教育」につきましては、既に何回か教育委員の皆様方にお目通しをいただいて加筆修正をさせていただきました。その中で、ちょっとこういうところを直してみたいんですが、いかがでしょうかということで、委員の皆様方にご提案させていただきましたが、その中で、いろいろとお話をいただければありがたいと思います。

今日、それで整理ができるのであれば、これを本日付で発行日ということにさせていただければなというふうに考えております。いかがでしょうか、委員の皆様方。修正箇所、どうぞ、ご意見をどうぞ。お願いします。

○委員（成澤明子） 表紙なんですけれども、田植え体験のほうを大きくして、下にPRしているところを。

○教育長（大友義孝） 逆にですね。なるほど。

○委員（成澤明子） どうでしょうか。

○教育長（大友義孝） わかりました。小学生のほうを。いかがでしょうか。表紙。逆にして。

○委員（千葉菜穂美） 中学生の顔は写さないことになっているんですか。

○教育長（大友義孝） いや、そんなわけではなかったんですけども、これモザイク入れたのかな。加工したんだね。

○委員（成澤明子） 前ははっきりしていて。ぼやけたように、されてませんか。

○教育長（大友義孝） これ多分、送られてきた部分が、学校からもらったんですけども、写真、それがそのままこうなっていたんだよわ。原稿はカラーなんですよ。見えないようにしたということですね。（「議員さんも全部ね」の声あり）でも、広報はぼっちり写っているような気がするけれども。（「むしろ写ってもいいんじゃないかな」の声あり）でも、今度小さくしてしまうと、自動的に見えなくなってくるかしれないね。わかりました。逆にしてみます。

物すごく失礼申し上げていたというか、私もちょっとうっかりだったなと思ったのが、27ページに社会教育の事業計画、これ抜けていたんですよ、前回まで。生涯学習計画から入っていたんですね。これを入れさせていただきましたが。

どうしても直したいところ、何か各学校、幼稚園から来た経営概要の図で、これは左側の体裁のところを真ん中に並べたかったんですけども、並ばなかったんです、直しても。私の技術では無理なので。（「文字ですね」の声あり）文字。（「タイトルの」の声あり）そうそう。例えば10ページのこごた幼稚園の左側の文字、左にいつているよね。（「全部寄っているんですよ」の声あり）これ、全部でもないんですけども。不動堂小学校の幅も縮めたかったんですけども、縮まらなくて。誰か直せる人があったら、直してください。ちょっと私、できませんでした。

○委員（後藤眞琴） 多分、この原稿の状態で、各学校からはデータが送られてきているんですよ。

○教育長（大友義孝） そうです、そうです。

○委員（後藤眞琴） 教育長さん、僕たち、僕だけかもしれないんですけども、教育委員は、社会教育のことほとんどわからないんじゃないかと思うんですね。それで、年度初めか、あるいは来年度はこういうことをやりますという、担当者に、ここに来て説明してもらったほうがいいんじゃないかと。全然わからないままに、担当者が自分でこういうことを、今までのも踏まえて、やっているのかどうか何かもわかりませんので。

○教育長（大友義孝） はい。これ、年度途中でも、次回の教育委員会あたりでも、もし、まだ途中までいってないんです。あってもいいですね。

○委員（後藤眞琴） よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） わかりました。

どうでしょうか。よろしいですか。この形で。

ちょっと気になったのは、ここにも書きましたけれども、教育理念、教育方針という部分を、ちょっと大きく私、書いたんです。それでよかったのかなと思ひまして。ここは教育理念、一番目に教育基本理念というふうになっていたんですけども、これは教育の方針であって、2つ目の教育基本方針というのは、これは計画だよなというふうに、タイトルそのものが、ちょっと直したんですね。総合計画等を見ても、2番目の中身が計画なんですよ。中身が。

○委員（後藤眞琴） 前はそうじゃなくて、今、成澤さんに見せてもらって、理念から基本方針になっていたんですよ。今度はちょっと違うと思ひます。基本計画になっているから。

○教育長（大友義孝） こういう形で、ちょっと大きいところ、こういうところでした。

それから、前に事務連絡で差し上げたとおりのところを修正しておりますので、ご理解いただければ、このままで印刷をかけてというふうにさせていただきたいと思ひます。

○委員（後藤眞琴） 僕も、教育長さんがメモしてくれてたものを、一々、照らし合わせてみて、よく訂正してくれたなと思ひます。

○教育長（大友義孝） 頑張ってやりました。

もしよろしければ、これでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、「美里町の教育」は、こちらのほうで今度は製本をさせていただき、確定させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

日程 第11 美里町学校再編について（継続協議）

○教育長（大友義孝） それでは、続いて日程第11の美里町学校再編について、継続協議というところでございます。

これからいろいろと協議をさせていただきたいと思いますが、まず課長のほうから説明事項ございますか。

その前に、一番最初に、さっき私、報告の中で申し上げた建設調整委員会の話、それをちょっと、もう一度お願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆さん、大変お疲れさまでございます。それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

座って説明をさせていただきます。

まず、今お話のあった、冒頭、教育長のほうから話がありましたけれども、美里町新中学校建設調整委員会、これにつきましては昨年7月に要綱を定めまして、第1回が8月8日に開催しております。それで関係者、ほぼ関係する課長なんですけれども、委員長が教育長、そして副委員長が副町長ということで、いろいろな調整事項をやっていくということで、最初は各委員からさまざまな課題とか意見をいただきながら、あとはそれを踏まえて教育委員会のほうで進めてきていると。あとは、個別に調整する部分につきましては、個別に調整をしてきているというようなところがございます。

それで、教育委員会での進行状況を報告しながら調整をとって進めてまいったということでございます。

それで、教育委員会では、教育財産の取得の申し出というのを行いまして、町長に対して教育財産の取得の申し出を行いましたので、基本的にその取得は町長部局で進めていくということで、現在、建設課が主管課となりまして、新中学校整備促進事業ということで推進しているということでございまして、6月の議会で補正予算をとって進めているということでございます。

この新中学校建設調整委員会の目的としては、事務として3つございまして、1つが新中学校建設に係る建設用地の候補地選定に関すること。建設用地の選定に関することと、あとは既存中学校の施設と跡地の利用に関すること。3つ目が、その他調整のために必要と認められること、この3つをやってきたということでございまして、先ほど申し上げた財産取得の申し出を行ったことによりまして、町長側に仕事に移っていくということになりまして、これを継承

するとか、町長部局で引き継いでやるために、新たに名称をちょっと変えまして、「美里町新中学校建設整備等委員会」ということにいたしまして、名前が同一ですと混乱するとか、ちょっとよくわからなくなるので、新たに名称を「整備等」ということで変えまして、内容といたしましては、新中学校建設に関することということと、あとは跡地の利活用という、この2つをやっていくと。

それで、委員長につきましては副町長が委員長、教育長が副委員長と。メンバーにつきましては、これまでどおり関係する課の課長等が参加すると、出席するというので、関係課を申しますと、総務課長、企画財政課長、まちづくり推進課長、防災管財課長、産業振興課長、建設課長、下水道課長、水道事業所長、農業委員会事務局長、あとは教育委員会から教育次長と教育総務課長が入るというようなことで、今後も連携しながら進めていくというようなところで、体制をちょっと変えてというようなところでございます。

その継承したことによりまして、この要綱については役目を終えたということで、廃止をして、新たに町長部局で制定をしてということで、整理をして進めているというところでございます。

ちょっと説明が雑駁ではございますけれども、以上でございます。まず、この点についてよろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） これは、報告ということで、今後、今言った3つの各件については、しっかりと進めていくということで、決してなくなるわけではないということでございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） 当然、事務局は建設課になるわけですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 失礼いたしました。そのとおりでございます。

○教育長（大友義孝） では、続けてお願いたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、今日、本日の資料は、このA4版の「美里町教育委員会 御中」ということで、美里町まちづくり会議代表の佐藤泰夫氏からいただいたものということでございます。

これは、「美教総第702号の取扱いについて（通知）」ということで、読ませていただきます。

「令和元年7月12日付美教総第702号「美教総第271号の回答について（回答）」が送付されましたが、令和元年6月21日付「美教総第271号の回答について（質問）」への回答

になっていません。

美教総第702号は受け取れませんので、別紙の質問（前回と同じ）へ誠意ある回答をお願いいたします。

回答は、令和元年7月29日までにお願いします。以上」

ということで、次のページに別紙ということで、大きな1番目から3番目まで、これは前回と同じということで、前回は添付いただいているものということで、いただいております。

それで、ここに「美教総第702号は受け取れませんので」ということで、7月16日の日に、代表の佐藤泰夫氏と副代表の吉田 實氏が来て、その回答について回答、702号ですね、これについては、うちのほうでいただいているというか、それを保管するために報告の伺いというか、報告をしていると。教育長まで報告して、あとこれは、うちのほうで保管していくと、保管するという整理をさせていただきます。

それで、今回、このような形で通知をいただいております、これに対する対応について、どのような形で行うかということで、今回、ご協議いただければなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） この取り扱いについての文書をいただいたという背景、今、課長のほうから説明がありました。

これをどうするかということなんですね。29日までに回答をお願いしますというふうな内容で来ているようでございますが、これ、結局受け取り拒否ということなんでしょうね。文書を差し上げたにもかかわらず、内容が、出した側から見れば回答になっていないので受け取れないということは、受け取り拒否ということの解釈ですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、総務課のほうにも、法令担当のほうに確認をしておるんですが、ちょっと詳しい話は、私、聞いておらないんですけども、以前もそういうことで、受け取り拒否というか、戻されたということで、それについては、それをまた再送付するとか、そういうわけでもないの、報告して、その担当課で保管というふうなことで聞いてございます。

あと、私のほうで顧問弁護士のほうに、文書の取り扱いについて確認をいたしておいて、これにつきましては、例えばいただいたというか、受け取りしていただけなかった文書に対しまして、どういう取り扱いというのは、法的に特段ないと。こういうふうな扱えとか、そういうものがないので、あとは、教育委員会の考え方ということになると思います。

それで、今回は、まず町長部局でもそういうようなところがあったということですし、弁護

士の話でも、またそれを再送付するとか、受け取らないとか、そういう取り扱いではなくて、まずそれについては受け取って保管しておくべきではないかというような、当然、顧問弁護士の話もありましたので、そういう形でということで、私のほうで教育長に報告をさせていただいておるといような取り扱いをさせていただいているというところでございます。

○教育長（大友義孝） この文書の扱いの部分について、今、お話なので、今日、大きく2つになろうかと思えます。戻された文書について、どうするかという問題。今の部分については、受け取り拒否だということの部分の扱いについては、弁護士さんのほうでは、何らこういうふうにやったらいいというマニュアルみたいなものはないと。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。法律上の決まりがないと。

○教育長（大友義孝） ですから、かつて町長部局のほうでは、そういうことがあったので、それは担当課の保管文書ということになっていきますということなので、まずその文書の扱い、戻された文書の扱いをどうするかということと、それから、今後どうするかという2点に尽きるわけですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） そのまず1つ目は、返却された文書については、教育総務課で保管という形にさせてもらってよろしいかどうか。そういう形でしかないと思うんですけども、よろしいですよ、そういう形で。

ただ、さっきも課長が言われたように、その文書をまた、文書をいただいたところにやるというのも、これもそういったことではないということでしょうから、教育総務課で預かるということでもよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきます。

それで、次の段階ですが、これを今度はどのように29日まで、即回答してくださいよということでの通知をいただいたようなんですが、来ていただいて、わざわざお持ちになったということをお伺いをしました。その際に、いろいろとお話を事務局のほうで聞いたそうでございます。

その話の部分については、何ら委員の皆さんには伝わってないのかなとは思いますが、私が発言したんだと思うんですけども、これまでも紳士的に行っていますよというふうなお話をさせていただいたのは、多分、私ではないのかなと思うんですけども、誠意を持って取り組んでくださいよ、誠意ある回答をお願いしますということで、あわせて今回の通知を

いただいたんですよ。

これは、受け取る側と出した側の思いが全然通じないというふうなことなのかなというふうにも思って、逆に紳士的ではない、愚弄しているとまで、私、言われたんですよ。何ですか、この愚弄しているというのは。

別に、出していただいて一生懸命考えていただいている方に対して失礼だから、怒るも何もしているわけではないですけども、町の将来を考えて、みんなで一生懸命になって前向きに考えていきましょうということで、今まで進めてきたわけですね。それをいろいろな角度で、まちづくり会議の人たちからは、これどうなっているんですか、こうしたほうがいいんじゃないですかというふうな、こうしたほうがいいんじゃないですかというアドバイス、それはどこにあったか。いろいろな形で資料提供していただいたり何かはしたと思うんです。でも、最後に愚弄しているとまで言われたらば、ちょっと私としては、立つ瀬がないなというふうにも思っていますし、逆に、主張が並行線だというふうに言っている部分について、これは教育委員会で並行しているんだと言われたり、何と言ったらいいんでしょうか、こう言えば、誠意を持って回答してくださいよというふうに言われている部分があって、私はそういうふうな思いできたと思うんです。

発端は、今年の4月8日付で照会文書をいただいた。このとき、請願も一緒にいただいたと思うんですね。それと一緒にいただいた文書で、それに対する回答を差し上げ、そうしてさらに、回答が理解に苦しむということで、また6月になって質問をいただいた。その質問に対する回答が前回示した部分であって、それに対して、また、内容が回答になってないからというふうにして返却を受けたものですから、イタチごっこという表現がいいのかどうかわかりませんが、これも先生が発言された部分かなと、後藤委員さんが発言された、入り口から違うのではないかなという部分、私も発言したと思うんですけども、全く趣旨が、一番最初の趣旨を見てみると、学校教育環境審議会の答申を無視している、法律違反だというふうなことから、何か発端だったんですよ、本来は。それが、いつどこにいったのかなというふうに、それに一つ一つ細かく、ここはどうなっているんですかというのを聞かれているような感じにとれるんですね。それらの部分についても、回答を差し上げたんですけども、こういうふうに、出せば愚弄していると言われるし、一体これは、どういう顛末をしたらいいのかなというふうに、私は思うところであります。

私も結構迷っています、これ。どうしたらいいのか。どうしたらいいのか迷っているのかという部分については、回答をあえてしなきゃいけないものなのか、それとも出さなくていい、出さ

ない方法もあるのか、その辺のところは、私はちょっとしっくりいってないという部分があって、私は、前回の回答は、あくまでも教育委員会で協議し、回答した部分だというふうに思っていますけれど、それ以外に中身が満足できないから、別な回答をと、誠意を持って回答しろということをやられているんだと思うんですけど、そこがどういうふうにやったらいいのかなというのが、ちょっと疑問、疑問といますか、悩んでいるところなんですけれども。どうですか、後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 僕、学校教育環境審議会の答申を、どう読み取るかという問題だろうと思うんですよね。それで、この質問をされている方は、回答を拒否されたグループですか、その人たちは、南郷地区の現状維持と小中一貫校、これだけを、学校教育環境審議会の内容はこれなんだという捉え方をしているのではないかと、僕は感じるんですよ。それで、教育委員会では、審議会の答申を全体を見ているんだと。そこが違って、教育委員会では全体を見て、できるだけ答申を尊重するようにしておりますよ。それに対する、僕たちの回答を拒否したグループの方たちは、小中一貫校のこと、これが環境審議会の答申の要点なんだと。だから、それから見たら、教育委員会は無視しているとなりますね。僕たちは、全体を見て、できるだけ尊重しているんだとなる、そういう立場ですので、そこからいきますと、全部全く違う、学校教育環境審議会の答申を無視しておりませんとなりますと、法律にも何ら違反するところはありませんとなるんですね。

ですから、一々答える、僕は必要はないだろうと思うんですよね。それに対して答えをと、違反しているんだとか、審議会の答申を無視しているんだから、だから、こういうように考えるんだからと。すると、まるっきり考え方が違うんです。ですから、そこを幾ら回答しても、幾ら回答してもというのは、僕は、この前回答した以上の回答はできないのではないかと、あり得ないのではないかとこの考え方なんですよね。

ですから、もう一度、もし回答しろというので、ここで回答したほうがいいのかというんだったら、同じ回答にしかならないのではないかとこの考え方が、僕の考え方ですね。

○教育長（大友義孝） 一番最初、今、後藤委員が言われたように、学校教育環境審議会の答申を無視し策定したと。答申を反映していないことは、審議会そのものを無視することになるから、法に抵触するため無効であるというふうなことで、一番最初、私はいただいたんですよ。

それに対して、教育委員会の見解を示してくださいよということで、そこには、まずもって教育委員会は無効とは当然考えていないし、法律違反でもないと思うと。なぜかということ、環境審議会の答申を踏まえて、そして長期的な視点に立って、美里町全体を視野に入れて、児

児童生の置かれている教育環境の状況を考慮して、児童生の教育環境を整備するために策定したんだということを回答を差し上げたんですね。

その回答をしたところ、理解に苦しむという内容で、7月5日までに、理解に苦しむから、また回答をしてくれないかということで来られたんですね。それらを見てみると、具体的な法律の条項を記載していただいたんです。それらに対する一つ一つの記述がありません。それから、黙って受け取って放置するわけにはまいりませんというふうなことも書かれまして、質問項目は、審議会の存在の無視、それから2つ目は、回答文書中の主張について、ちょっと細かくありましたけれども、それから3つ目として、プロセスと目的の関係ということで、改めて出されてきたんですね。

そこで、7月12日付で教育委員会で回答させてもらった内容は、意見交換会やアンケート結果の部分、そして今後の進め方に、きちっとそれをお示ししたので、それに申し上げているとおりですし、審議会の答申を無視しているとは考えておらない。つまり、法に抵触するとも考えていないということを回答差し上げた。そうしたら、全く回答になってないというふうに、またここで、今までのいきさつを、今、復習してみますと、そういうふうな内容であったわけです。

せっかくいただいた照会文書や質問状を、紳士的にやったつもりなんだけれども、紳士的ではない、何度も言いますけれども、愚弄されている、愚弄しているということを言われていますので、愚弄したつもりは、私はございませんし、委員会の皆さんも、そういったことではなかったと、私は思っています。

でも、受け取る側から見れば、このようになるわけですね。私らも、いろいろな形で受け取れば、出した側の意図が伝わらなくて、別な意味で受け取って、出した側の趣旨が伝わらなくて受け取ってしまうということだってあるようですから、現に、そういうふうになっていますから。だから、さっき後藤委員が言われたように、幾ら回答を、ちゃんとしたものを、望ましい回答というのは、私もないとは思うんです。だから、何度も何度も言っているようですが、満足する回答というのは一体何なのかということを考えると、何なんですかね。

確かに、審議会の部分については、一つの点だけで捉えてなかったわけですね。全体を把握していたと思うんですね。そういったことからビジョンが作成されてきたと私は思っているんですけれども。

あるいは、また回答するにしたって、また同じような回答になってしまうかもしれないし。回答文面をつくるのも大変ですね。そういうことを望んでいるんですかね。出した皆さんの

ほうも。本当に、一番先に言いましたけれども、まちづくりのため、そして美里町をどういうふうにしていくかということをしちつとみんなで議論していくのに、並行線をたどっているとか、ああいうことをやったら、前に進めないわけですから、そういうところをどういうふう、私は思って進めていくのかなと、常々思うところなんですね。

だから例えば、小中一貫に関しても、いろいろなお話を頂戴しました。その中で、小中一貫にするんだとしたら、こういうやり方があるだろうとか、いろいろ勉強はされているんだとは、私は思っています。そういったアドバイスを教育委員会に対して頂戴するとか、いろいろな意味で、もっともっと細かい部分については、いっぱい出てくると思うんですけども、それを何かちゃんとした形で、私らにアドバイスをいただければなと思っているんですけども、その扱いが、ちょっと、どういようにとったらいのか、文書対文書でやったりするものでもいいんでしょうけれども、何かこう、住民懇談会でもあったように、血の通った教育をしてないまで言われましたからね。だから、そういうふうなところも、おそらく見られているという、美里の教育は、というふうに、私ははっと思いました。

だから、一生懸命考えながら、私一人ではない、教育委員会みんなで考えているわけですから、そしてやっと前に進んで、今、きているわけですので、それを全員の方に納得をしていただきたいのはやまやまなんですけれども、それに近づいていこうにやっていたいと思ってきたわけです。

どうでしょう、成澤委員さん、今までの流れ、今、復習の意味でお話を申し上げましたけれども。

○委員（成澤明子） 答申書の学校等の適正規模に関する基本的な考え方というのは、小学校においてはこうだと、中学校においてはこうだと書いて、まず最初にページにあるんですけども、中学校においては、教員免許が教科専科制であることを踏まえ、国語、英語、数学、社会、理科を担当する教員が複数配置されるよう、1学年につき3学級以上の学級規模を基本とすることが望ましいと述べています。中学校についてです。ということは、子どもたちの学習権ということ、すごく尊重されていることではないかなと思います。

次のページにあって、じゃあ、適正配置及び通学区域に関する基本的な考えはどうかということで、4つ述べていますけれども、そのうちの最後が、南郷地域にあっては、幼稚園、小学校、中学校の通学区域が同一であり、かつ教育施設が隣接しているので、当分の間、配置は現状のとおりとすると。それで、小中一貫などを視野に入れた教育効果を高めるような新しいタイプの学校等のあり方を検討することが望ましいというのが4番目にあります。

それで、教育委員会、学校の再編という話になったときに、学校を見にいったんですね、小学校、中学校と、一貫しているという学校を見にいったんですが、積極的な効果については、余り私たちは感じることはできなかったと思います。2カ所行きましたけれども。それが1つですね。

それから、あとは、私たちが地域の方、生徒たち、それから親御さんたちと何回、何十回にわたってお話を聞いたときに、ある中学校の男子生徒が、例えば1学年の学級の数、1つではなく2つ、2つではなく、さらに3つとかとなった場合に、複数の英語の先生、複数の数学の先生、複数の国語の先生などに教わることができるというのは、何か勉強する上ですごく意欲があるということを行った生徒がいたんですね。それがすごく頭に残っています。だから、私たちは南郷地域に、どこの地域も学校がなくなるということは、本当に大変寂しいことであるんですけども、その学校を残して、果たして子どもたちが学習する権利というか、学習権が大人は保障してやることができるかなと思うわけです。

小学校と中学校と一緒になるということはどういうことかと、統計的に見ていきますと、南郷地域は100人に満たない数になることもあると、中学生がですね。そうすると、1学年1クラスということになった場合に、最初のページで教員免許が教科選任制であることを踏まえという、複数配置されるような学校規模を基本とすることが望ましいということは満たされないのではないかと。だから、子どものことを考えた場合に、やはりそのところを大事にしたいと思うわけですね。

若いというか、今、小学生や中学生の保護者の方に聞くと、やはりもっと、「教育委員会は一体何をしているの、ちっとも進んでないじゃないの。自分たちは再編されることを頭に入れて、じゃあそのとき、自分の子は何年生だから、こうしようとか考えているのに、一体どうしているの」と言われることがあるんですけども、結論としては、私たちは決して審議会の存在を無視してはいないと思います。審議会の言っていることを十分に尊重しながら、そして、検証しながらやっているのではないかなと考えています。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

よく今まで、意見交換会とか何かでも、あとはある団体からも、子どものことを考えているのかという、何か突拍子もない、考えてはいないんじゃないかというような発言まで飛び出したと記憶しているんですね。児童生徒のことを考えているからこそ、今、こうやってやっているわけであって、何でそこにいくのかなという、ちょっと私なりにも疑問を感じているところも大いにあるんですね、質問に対して。

質問に対する質問、私もあるんです、いっぱい。でも、それを投げかけても、回答は難しいとか、してくれないだろうなというふうに思っていますし、それは希望だけであって、でも、一番望ましいのは、やはりみんなでとにかく、美里町の教育という部分をどういうふうにしていくか、それが一番の目的だったはずですから、それにいろいろな形で取り組んできているわけで、今まで出してきた部分で、いろいろな形で文書で出しても、これどうなっているんですか、私らの考えとは違う。確かに違う人たちもいるんでしょうね。でも、そういう考えもあるんだなというふうに、こちらでは感じとって、今までのような形で進んできたというふうには私は思っているんですけれども。

今言われたように、学習権という部分と、それから子どもたちのことを考えてきたんだと。それで、審議会の答申は全く無視しているわけではないんだよということを、幾ら私たちが思って文面に書いても、見た人たちは、「いや、そうでねえ」「納得できない」「そんな回答はできない」「回答になってない」というふうに言われてしまえば、どこまでいっても回答のしようがない、方法はないし、ということになってしまうんだろうなと、私は思っているんですけれども。

どうですか、留守委員さん。

○委員（留守広行） 答申というよりも、ご回答申し上げて受け取っていただけなかったということは、本当に残念に思うところであります。この団体のところから、質問とか出されていますので、受け取っていただいて、会員の方がおいでになると思うんです。何名かわかりませんが。一度は、その皆様方に、こういうふうなのをいただいたというのをお知らせいただいて、その結果、やはりこれは受け取れませんということがあったのかなというのは、ちょっとこれだけではわからないんですけれども、やはり受け取っていただいて、こういうところが回答不備であるというふうなところを出していただければ、またあれなんですけれども、受け取りを全く拒否されたというのは、それでまた回答のほうをお願いしますと、こうお願いされても、委員会としては、なかなか回答するのは難しいかなというのが考えです。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。多分、文書をお持ちいただいたので、出してくれたまちづくり会議のほうでは、コピーも何もないのが本来の姿であると思っております。だから、何も今、私のほうで回答したものはないんだろうなということを思っています。だから、それを今、留守委員さんが言われるように、私のほうで回答したものが会員の皆さんに伝わっているか、それはちょっと判断はできないので、ただ返されたのが事実なので、それに対してどうしましょうかと言われたときに、これ以上の回答はないと、さっき後藤委員さんが言

われ、そして、教育委員会としてはどうしようもないのではないですかというふうになるのが当然ではないのかなと、私は思います。ありがとうございます。千葉委員さん、いかがですか。

○委員（千葉菜穂美） 私も、ちょっとあれなんですけれども、これ以上の回答は、質問に対しての回答はないのではないかなと思うんですけれども、南郷地区に小中一貫の導入というのを、まず考えたときに、子どもたちを中心に考えていることなのかなというふうに思ったりするんですけれども、今、中学校まで南郷地区で大事に育てた子どもたちがいたとしても、次のステップにいったときに、果たしてその子どもたちが、次のステップでやっていけるのかなということを考えた場合、小中一貫の導入だけでは難しいのではないかなと思うことがあります。

だから、やはり小中一貫教育という形を、今、美里でやろうとしているので、そのほうが大事なことなのではないのかな。次のステップ、まず高校に行けば、もっともっと人数がいっぱいいるところに、みんな行くと思うんですね。そこで少人数の世界、その子はそういう人だからしょうがないよねみたいな、何かそういう、みんなの温かい目があるんですけれども、実際問題、次のステップにいったときに、その人がそういう人だとわからないから、温かい目というのを、なかなか見てもらえない、見つけてくれないときもありますよね。これでいったら、その子がすごいショックで、悲しい思いをするのではないかなと思うんです。それよりも、いろいろな人がいて、いろいろな先生がいて、いろいろなことを、まず子どもたちに身につけてもらって、それを生かせるような学校をつくっていくのがいいのではないかなと思うんですね。

だから、小さい学校で、小さい、みんな住民と一緒に学んでいくというのも、まずあるんですけれども、その次のことも考えて進めていったほうがいいのではないかなと思うんです。だから、答申を私たちは全く無視しているわけではないはずなんですけれども、何だかちょっと理解してもらえないのは、とても残念だなと思います。

○教育長（大友義孝） そうですね。ありがとうございます。意見交換会の中でも、まず新しい中学校の部分で話題性を広めて、どういうふうな中学校にしていくかという部分については、これから本当に進めなくてはならない点が、やはり多いと思うんですね。その中で、地域の人たちの協力をいただくということは、言葉ではすごく簡単なものなだけけれども、協働教育とか、コミュニティ・スクールとか、よく言われていますよね。これに向けて、どういうふうな取り組み方を、この町に合った教育を展開していくために、どういうふうなことをしていったらいいのかということ、今、考えている中で、「田圃の学校」というふうなプランが一つのきっかけになればいいと思って、それをご提示申し上げて進めてきたわけでした。

ただ、「田んぼなんかどこにもある」なんて、単純明快に、そういうふうに言われて、「それ

が美里の教育か」なんて言われたり、もう全くもって相入れない、私たちが考えて、これからそれをきっかけに展開しようということを説明申し上げているのに「田んぼはどこでもある」と、バンともう、そここのところで終わってしまったら、本当にそういうふうな趣旨で説明を申し上げている部分でもなかったんですけど、やはりそういった、こちらで考えて説明している部分が、本当に感じとっていただけないということは、すごく残念だなと、しきりに思うところばかりなんです。

そういう中で、ちょっとさっきの部分に戻ってしまいます。こうやって、再度、今度は通知と、受け取らないという通知、そして回答になってないということで、この文書を出されたんですけど、教育委員会としては、今、委員の皆さんからご意見を頂戴したように、前回出した部分に、それ以上の回答は私もなかなか、付随する部分をつけても、教育委員会でちゃんと協議してつくった回答なので、それ以上のことはないと思いますので、それをまず回答申し上げるしか、私はないのではないかなというふうに、今、委員の皆さんからご意見を頂戴して思ったわけです。

ただ、回答しないのではなくて、これ、通知をいただきっ放しという形であってもいいんでしょうけれども、それでは何か、教育委員会で受け取ったんだか受け取らないんだかわからないし、とにかくいただいた、回答したのを受け取ってもらえなくて戻されました。それは、じゃあ教育総務課で保管させていただきますからという文面をつけ加えたり、そして、前にいただいた質問に対する回答については、前回回答した以外の部分では、前回回答したとおりですというふうな回答しかないのかなと思ったんです。どうでしょうか。

○委員（後藤眞琴） 僕、繰り返しになる部分もあるかと思うんですけど、問題にしているのは、環境審議会の答申を尊重しているのか、尊重していないのかというところですよ。それで、このグループの人たちは、教育委員会は尊重していないという立場に立って論理を構成しているわけですよ。その場合の根拠は、この理由にあります南郷、これここにある鍵括弧でついている「南郷地域の現状維持と小中一貫の導入を検討するのがよい」、こういうような文言にはなってないんです。これは、あくまでもこのグループの人たちの解釈なんです。

それで、どうなっているかという、「南郷地域は、少子化による児童生徒の減少により、適正規模の保持が困難な地域となる現状を考慮し、幼少連携、小中連携などのこれまでの取り組みを生かし、小中一貫などを視野に入れた教育効果を高めるような新しいタイプの学校のあり方を検討することが望ましい」となっているのを、今、ここで包んだように解釈したのが、この人たちのグループの解釈なんです。これだけを、この答申内容の全て、言い過ぎかもし

れないけれども、これだけが全てなんだと、これを教育委員会で何も、議事録を読んだら検討してないから、だからあんたたち尊重してないだろう、こういうような論理の組み立てなんですよ。教育委員会では、「いや、全体を読んで、それでできるだけ尊重するようにしたんだ」と、最初から違ってしますので、この前、回答した以上の回答は、まずできないだろうと思うんですね。

ですから、僕だったら、お願いしたいのは、この人たちのグループに、もう一度答申を、全体を読んで、どういうことが書いてあるのか、よく捉えていただいて、教育委員会と話し合いなり、あるいは質問していただきたいなと思います。これでは、本当に、自分たちの答申の解釈、これが全てなんだということになってしまいますので。そうすると、話がかみ合わないのではないかと思うんですよね。そういうところですよ。

○教育長（大友義孝）　そうですね。これ、いずれにせよ、通知をいただいたわけですから、7月11日、こうやっていただいたので、それに対する、回答するということがいいですか。いずれにせよ、何らかの形は示さなくてはならないので。そういった、中身は同じになると思いますけれども、同じ文面はつくらないで、さっき、私が言ったような形でしかなり得ないのかなというようには思っています。

物すごく一生懸命努力して、この会の人たちも考えてくれているんだと私は思っていたんですけど、今でも思っているんですけど、何か前向きに考えて、そしてアドバイスを頂戴してきたつもり、いろいろなことを教えてもらったりしてきたんですけど、なかなか言うこと言うこと、書いたこと書いたことを、全部教育委員会が並行しているんだとか何かというふうに言われてしまえば、それはどこまでいっても、ずっとそのままなのかなと思ったり、落ちつけるところってないのではないかなと思ったり、いろいろな意見交換会の発言なんかでも、いっぱい頂戴しましたので、その一つ一つをとってみれば、さっきちょっと言いましたけれども、私から見て「ここ、どういうふうな意味でこういうことをおっしゃったんですか」と聞きたいところも、実はあったんですけど、それを言っても、なかなか多分、回答していただけないものだと思います。いただくつもりもありませんし。だから、私たちとしては、しっかりと進めていくと。そういうふうな中で、こういうふうな疑問を呈している皆さんからも、もっともっとアドバイスをいただきながら進めていけばいいというふうに、私は思っているんです。

だから、本当に、皆さんの町ですし、それが子どもたちをどうしていくか、それが一番、そこに視点を置いて考えていることなので、子どもたちのことを考えてないと言われてしまえば、

それでもう、そこからぐっと、それを言われたときにすごいショックだったんです、私。

○委員（後藤眞琴） 子どもに対する考え方というのは、こういうのが絶対的な考え方なんだというふうにとったら、それと違ったものは考えてないというのは違いますよね。子どもに対する考え方も、いろいろなものがあり得るんだと。それをお互い理解し合った上で話さない限りは、例えば僕が「子どもに対する考え方はこういうものだよ」と、それをあたかも絶対のように言ったら、違った考え方の人は「いや、そうでない」と、話ができないのではないかと。

○教育長（大友義孝） そうですね。根本的に、教育委員会は、まず教育という名のつく部分ですから、それにちゃんとした形で進めていくことを肝に銘じて今後も進めていく。そういった中で、今回いただいた通知文に関しては、きちっと回答を差し上げるということにさせていただきたいと思います。

それがまた、何度も言うようですけれども、紳士的なやり方でないというふうに、また言われるかもしれませんけれど、私たちとしては、そういうことでしか対処できないということによろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきます。

課長、文面なんですけれども、このいただいた通知について、まず1つ目は、返却と申すか、受け取りをされない文書については、教育総務課で保管をさせていただきますということですね、まず1つは。

それから2つ目については、回答を求められましたけれど、前回の回答したものと同様のものとなりますということではないですかね。そういうことでしかないというふうにつくっていただいて、それをまちづくり会議代表の方からいただいた部分ですので、ちゃんと通知させていただくということにさせていただきたいと思いますが、何か不明な点と申すか、ありますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。

まず、確認なんですけれども、受け取りしていただけないということで、ただ、内容については、その内容を見て受け取りができないんだという理解でよろしいということだと思っすね。だから、内容については、当然、把握なされているという前提で、ということによろしいですか。

○教育長（大友義孝） ここに書いてあるとおり、回答になっていませんということなので、回答の内容は見たというふうに解釈できますよね。ただ、回答になっていませんということで、

受け取れないからと、私どものほうに返却をもらったので、回答文は多分ないと思います。ないのが普通ですね、返却するんですから。コピーとって返すなんて、こんなことあるわけないですね。だから、うちのほうとしては、改めて、前の文面も含めて前回の回答はこうでしたと、それをつけ加えて出さないと、何もないところにまた回答というわけにはならないだろうし。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 前回、お出ししているものを、写しをつけて、そしてご回答差し上げるといことになりますかね。

○教育長（大友義孝） そういうふうな部分が紳士的な回答なんじゃないですか。

○委員（後藤眞琴） 回答を受け取らないと。自分たちが求めている回答にはなっていないからというふうに僕は解釈するんですよね。回答って何だとなりますよね。向こうに求めているような回答を書かないと、回答でないというふうになるのかどうか。ですから、教育委員会では、こういう回答をしたんです。それで、あんたたちは回答になっていないからって、じゃあ返しますよと言って、それを預かって、教育委員会総務課で保管すると。そうしたら、その保管したものを、それをつけてやらなくて、また同じ……。

○教育長（大友義孝） つけなくて、文面的にですね。文面的に書いて。

○委員（後藤眞琴） いいんでないかと思うんですね。

○教育長（大友義孝） 前回の回答のコピーをつけるのではなくて、前回回答した文面を書いてやるということですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、前回案としてお出しさせていただいたものがあると思うんですね。それでいくと、その前回の回答が、「教育委員会の考えは、令和元年5月に開催した議会全員協議会で説明し、美里町公式ホームページに掲載している別添「新中学校建設についての意見交換会及びアンケート調査の結果と今後の進め方」において申し上げているとおりでございます。教育委員会では、美里町学校教育環境審議会の答申を無視しているとは考えておりません。また、地方自治法第1条の2第1項、同法第2条第14項及び同条第16項に抵触するとも考えておりません」という回答なんですね、文面的には。

○教育長（大友義孝） それを、だから下のほうにつけると。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 前回と同じですということで、その内容を書くと。

○教育長（大友義孝） そうしかできないのではないですか。そこまで必要ないということですか。

○委員（後藤眞琴） 回答はしなきゃならないと思う。もらったものは、もう一度繰り返すとい

うことはしなくて。教育委員会の考え方。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 内容ですね。今読んだ内容と、あとその別添えでつけたと、アンケートの結果と今後の進め方をですね。それがセットでお渡ししていると。それは、ちゃんと見ていただいたという前提で、前回と同様というようなご回答を申し上げるといふことでよろしいですか。

○委員（後藤眞琴） もうちょっと、「前回と同様です」とやると、ちょっと何だか。

○教育長（大友義孝） 前回の回答はということで、今の文面を書いてやる。

○委員（後藤眞琴） ちょっと、教育長さんの言葉遣いを使いますと、紳士的にやろうとするんだったら、教育委員会で改めて検討した結果、前回と同じ回答になりますというようなのをつけて、前回と同じような回答を載せざるを得ないのではないかと思うんです。そのところは、どうするか。

○教育長（大友義孝） それは、つくりますから。私のほうでつくるといふか、一応、今言ったような内容で、紙一枚になるかもしれません。ただ、前回つけた部分については、もう添付しなくていいんだと思うんです。内容を把握されているから「回答になってない」というふうに通知されたんだから。じゃないですか。

だから、代表さんだけではなくて、会員の皆さんみんな見られているということだと、私は思って、さっき留守委員さんがおっしゃいましたけれども、見られるのが私は前提なんだろうなというふうに思っていますし。

○委員（後藤眞琴） 「前回と同じです」と書くと、「自分たちコピーとってないから、ちゃんと説明しろ」となるかもしれませんので、また同じように、回答したものは丁寧に同じように回答につけなきゃならないのではないかと。

○教育長（大友義孝） そうですね。丁寧にするということですね。これまでも、丁寧にという言葉遣いをとるならば、丁寧にないやり方って、じゃあどうなんだという、何もしないのさね。そういうことだよ。だって、照会だから、それに対する回答をしなきゃない義務というの、どこにあるのと。何かに明示されているのと突き詰めて言うと、どこかの法律にあるんですかとか、いろいろなことになってしまいますよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、その件についても、顧問弁護士のほうに一応確認しているんですけれども、まず回答義務が法的に云々というのはないと。

○教育長（大友義孝） ないですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 法的義務自体はないと。ただ、あとは

教育委員会の考え方ですね。どういうふうに取り扱うのか。それについては、教育委員会で判断すべきだということにして、しないというのも当然判断としてはあり得ると。あとは回答するという判断もあるので、教育委員会で、ちゃんとそれは決めるというようなお話をいただいています。

○教育長（大友義孝） 私は、回答するのは、相手を怒らせるために回答しているつもりは毛頭ないんだからね。とにかく、もっともっと美里の教育をよくしたいから、こういうふうな回答をさせていただきますということなので、それに対して、どういうふうな形でアドバイスをいただけるかというのは、すごく次のステップにつながると思って回答差し上げているわけです。ただ、受け取る側は、どういうふうな受け取り方、気持ちを持ったのだから、私はわかりませんし、教育委員会の中でも、4人の委員さんがいらっしゃいますよね。委員さんも、この受け取り方も、考え方だって、一人一人違うと思うんですよ。だから、そういった部分を含めて、教育委員会として回答をさせていただいたということなんですよね。でも、何か持ってこられたときに云々というふうなことを言われたので、「あら、そういうつもりで受け取っていらっしゃったんだ」というふうに、私は改めてちょっと思いました。

そういうことで、一応回答をさせていただきたいと思います。あと、文面については、こちらで調整させていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、もう1個あったね、再編の関係で。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、ちょっと資料はご準備しておらないんですけれども、まずご報告でございます。

まず1つが、6月に補正予算で取得した予算の執行の関係でございまして、まず全体となる地質調査等業務というものを発注しておりまして、昨日、入札がございまして業者が決定ということで、業者、国際航業株式会社が受注したということで、建設課から情報を本日いただいております。

あと本日、新中学校の民間活力導入可能性調査というものを発注予定なんですけど、これは、プロポーザル方式、提案型の、業者からこういう内容でという提案をいただいて、それに対して評価をして業者を決定していくというような方式で進めるということで、本日、その評価委員会というのがございまして、指名委員会のメンバーですね、副町長、総務課長、企画財政課長、建設課長、あと税務課長、これが指名委員会のメンバーなんですけれども、ここに防災管財課長と、あと教育委員会から私なんですけれども、教育総務課長ということで、この7名で評価委員会というものを設置して、その評価をしていくというような、そして最終的には請負

業者を決めるということで、本日、第1回目の会議がございまして、募集をかけたところ、それに応募が3社ございまして、まず1社が、株式会社日本経済研究所というようなところですね。これは、シンクタンク系というか、そういうPFIとかPPPとか、そういうものを研究調査しているところと、もう1つは国際航業株式会社仙台支店、あとは株式会社建設技術研究所東北支社、この3社が参加の意思を表明したということでございまして、今後、ここから企画提案書をいただいて、あとは金額の当然見積もりをいただく。あとは、企画提案内容のプレゼンテーションをしていただくというようなところで進めていきまして、8月の半ばぐらいまでには決定していくのではないかなというようなところで、今、進めているところでございます。

簡単ですけれども、以上のような内容で予算の関係については進めているところでございます。

あと、現在、美里町のハザードマップの見直しを行っているというようなところでございまして、今現在のハザードマップにつきましては、平成21年に美里町洪水ハザードマップというものをつくっていると。これは、平成14年、あとは17年ですか、ここでそれぞれの河川について、浸水の想定区域の指定というのが行われておりまして、それに基づいて、21年にハザードマップをつくっているというようなところでございます。

それで、新中学校の選定に当たっても、浸水深というところをベースにしているところがありまして、今回、防災管財課長のほうから、ちょっとお話もありまして、今回、平成28年に北上川水系、これは江合川と新江合川、その他ということと、あとは鳴瀬川水系、鳴瀬川、多田川ほかと。この浸水想定区域の指定というのが28年6月に行われていて、これは国土交通省のほうで指定をして公開をしているというようなところでございます。

それで、今回それを受けて、あと30年5月に、県の河川に関する部分の指定がございまして、これらを含めて31年度、今回ですね、2月からハザードマップの作成を進めていて、現在、教育長が冒頭お話ししていた防災・水防協議会という部分で、現在進めているというところだと思います。

そのような中で、議員の方等々からもお話がありましたけれども、不動堂中学校で大分浸水幅が大きいと。2メートルから5メートルというようなところであったんですけども、これは前回のハザードマップをベースにしていると。前回の国土交通省の浸水区域の指定に基づいてやった美里町のハザードマップに基づいて設定したものなんですけれども、今回、28年6月の浸水想定区域を見ていくと、不動堂中学校の校舎部分は浸水しないというような結果にな

っているところでございまして、その取り扱い的に、28年6月ということでございますので、この部分につきましては、当然、選定のある程度考慮すべきものだったのではないかと
いうふうに考えてございまして、事務局といたしまして、28年6月の指定という部分を漏ら
していたというか、確認できなかったということで、大変申しわけなく思っているというか、
本来は、この部分もしっかりと加味した上で、ご提示申し上げると、28年最新の部分で、ご
提示申し上げる必要があったのではないかとということでございまして、ちょっと今回、このよ
うな形でご報告というか、現在、進めているハザードマップの中で、防災管財課長から、私、
話を受けまして、欠落していたなということで、非常に申しわけないということで、ここで
おわびをさせていただきたいと思っております。

現在、これを受注しているのが国際航業株式会社でございますので、そこと調整をいたしま
して、内容の整理をしていかなければならないということで、これは次回の教育委員会で、詳
細につきましてしっかりとご説明をさせていただきたいなというふうに思っております。

1つは、国際航業の一次選定（案）、二次選定（案）につきましては、やはり浸水深を評価の
ポイントにしているというところがございます。今回のハザードマップ、例えば不動堂の中学
校部分だけ浸水深が下がっているわけでは多分ないのではないかなと。例えば、鳴瀬川水系に
ついては、もしかすると、全体的にちょっと変化があるのかなと。それは、見てみないとわか
らない。あと、ほかの候補地についても、現在の情報に基づいて検証してみないとわからない
というようなところでございますので、これにつきましては、現在その作業をしております
ので、それを見て、国際航業の一次選定（案）、二次選定（案）がどうなるのかというような検証
をしなければならないということだと思っておりますので、その検証をさせていただきたいなと。

ただ、一応そういう要素はあるにせよ、教育委員会は独自に条件を設定して選定をしている
というようなところでございまして、その浸水深についても、当然、正確な情報でやらなけれ
ばならなかったということなんです、教育委員会の条件の選定につきましては、独自で選定
してやっているということですので、その大きな要素には入っていないというようなところ
にはなるとは思いますが、いずれ、しっかりとした整理を行って、ご説明をした上で、おそらくハ
ザードマップが公になっていくと、当然、住民の方、議員の方も、その部分は当然気にしてい
るところだと思っておりますので、しっかりとした説明ができるようにしておくということが必要
のかなというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今の説明でわかったんですが、教育委員会から見れば、今、中学校建設の分で一次評価、二次評価でそのポイントとして、私も図面を見ていて、全部の着色じゃない、でも浸水深にはなっているわけですね、浸水区域には。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それはそうですね。校舎の部分だけは。

○教育長（大友義孝） それが、ちょっと漏れていましたということで、浸水区域を3メートルから5メートルの部分にかぶさってくるんだけど、もっとも、それだけは、まずもって大切なのは、今、学校建設に対してのお話なんだけど、美里町全体の防災計画そのものが、28年6月に示されてあるのであれば、それ示された都度、防災計画を直していかなければいけないのかということにもなるんですよ、大きな意味のね。中学校をつくる部分の一つの、私たちの評価の基準だったわけですよ。それはそれとして、今の課長の話はわかりました。

でも、町の防災として、さっき言ったように、一番最初つくったのが平成14年、17年、そしてどんどん平成21年に段階的になってきて、その都度、防災計画というのは、本来、変わっていかなければならないんですよ。施設も古くなってくるし。そういった部分を加味して、一度に改正ができないという部分もあったので、今日、ハザードマップが、また北上川水系、鳴瀬川水系、国土交通省から示されたり、去年の5月に県の河川管理区域の部分が示されたりということをしたから、今回、またハザードマップを見直しかけてつくりましょうということなんですよ。だよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） 今後、また時間雨量とか最大日雨量とか、そういった部分が、また変わってくれば、このハザードマップ区域も、また変わるということですよ。全部が全部、1回で河川が切れた場合の想定ですから。ですから、一番大切なのは、どこに逃げたらいいのということなんですよ。ですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。

○委員（後藤眞琴） そのことについて、いいですか。

一応、僕たち教育委員会に事務局から示された資料は前のものだと。今度新たなものがあるんだと。それを踏まえて、もう一度教育委員会で検証というんですか、しておくべきではないかなと思うんですよ。それを次の定例会のときに、いろいろ調べてくれて、できるだけ詳細な説明をしていただく。その説明を受けた上で、改めてここで協議をして、それをしておいたほうがいいのではないかと。前の結論と違うようなことになったら大変ですけど、そういうことは、どうなるかわかりませんが、一応、そういう手続はしておいたほうがいいので

はないかと。

○教育長（大友義孝） まるっきり右が左になるような中身では、私はないと思っていましたけれども。ただ、詳細をきちっと。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それについては、やはりしっかりとやっとなきゃないことなのではないかなと。私も教育長と同じふうには思っておるんですが、ただ、やはりきちっと前提とすべき分を漏らしていたというか、そういう部分がございますので、それについては、ちゃんとしっかり、そうなった場合、それをもとにした場合というところは、しっかり押さえてやっておかないと、やはり手落ちということになると思いますので、それはしっかりやらせていただきたいと考えてございます。

○委員（後藤眞琴） 批判に答えられるようなことを、教育委員会で協議しておいたほうがいいと思います。

○教育長（大友義孝） わかりました。

では、よろしいですか。再編の関係については。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あとちょっと一つだけ、再編というか、あれなんですけど、ちょっと絡んだ分もあるんですが、冒頭、教育長からお話がありましたけれども、総合計画が、令和2年で、まず今の総合計画が一応終了して、新しい総合計画と。新しいというか、継承するような部分もあると思いますけれども、それを今年度、ある程度事務局というか、町の案を内部でつくって、それを2月、3月にかけて住民の方に、その案を説明すると。そして来年度に入ってから、いろいろな部会とか、住民の方に入っていて、それぞれの分野で話し合いをしながら、来年度かけて作り上げて、令和3年からスタートするというような形で進めていくということで、まずは1回目の策定委員会……。

○教育長（大友義孝） ちょっと待ってね。これ、今日、協議なの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、今後、その内容につきまして積み上げていかなければなりませんので、新中学校の部分も、大分重要な部分になりますので、その部分につきましても、しっかりと盛り込みながら進めていきたいということで、このお話というか、そういう部分でございます。項目立てをしながら、しっかりと総合計画の中に反映させていきたいということを考えておりますので、今後とも、いろいろご協議いただきながらというところをお願いしたいということでございます。

○教育長（大友義孝） わかりました。これは、特に協議ということではなくて、今後出てくるというものの。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうです、今後協議いただきたいという
　　ことでございます。

○教育長（大友義孝）　ということでいいですね。では、日程第11、美里町の学校再編について、
　　以上で終了ということにさせていただきます。

その他

1　令和元年度美里町議会8月会議について

○教育長（大友義孝）　それでは、その他に入ります。その他3カ件でございます。

　　まず、令和元年度美里町議会8月会議について、これ事務局から提案といいますか、報告と
　　いいますか、お願いいたします。

○教育次長（佐々木信幸）　では、私からこの件についてお話をさせていただきます。その他と
　　いう議題で、今回お話をさせていただきますが、まず報告でもなく、審議、協議事項にもちょ
　　っとならない段階なんですけれども、近々行われる議会に提案する内容でございますので、お
　　話をさせていただきます。

　　まず8月会議なんです、予定としては、8月5日に開催される予定となっております。案
　　件としては、1つは町営住宅の建てかえに関する契約、それから、今、カーボンマネジメント
　　ということで、二酸化炭素の抑制ということで、いろいろ進めているんですけれども、それ
　　に関連した健康福祉センターさるびあ館の改修、そういったのが議題として大きなものがあ
　　りますが、あと補正予算として、10月1日消費税の税率改正に伴って導入される幼稚園、保
　　育園の保育料の無償化というのが、これは日本全国的にありますけれども、その中で、そのた
　　めの準備するいろいろな事務経費が必要になってきます。大きなものとしては、システムの
　　改修ですね。これは子ども家庭課のほうで、今、システムのほうについては予算化をしており
　　まして、主にそちらの範疇になるんですが、その中に幼稚園の部分も入っておりまして、シ
　　ステムが導入されているんですけれども、その改修費用、900万前後かかるくらいのシ
　　ステム改修が必要になっておりますので、これは10月1日前ということで、9月議会では
　　ちょっと間に合わないのではないかということで、この8月5日の補正予算で計上さ
　　せていただく運びとなっております。

　　それに合わせまして、教育委員会のほうでも事務経費、例えば具体的に上げますと、ま
　　ず非

常勤職員を配置して、その準備も含めて事務補助をしていただくと。それから消耗品ですね、事務用品に関する消耗品とか、電算用のプリンター用のトナーですとか、それから通知用の封筒等の印刷製本費、それから通信運搬費、郵便料ですね。それからコピー機、多分大幅にコピーを使うようになるので、カラーコピーも含めてですね、そういった借り上げ料、それから備品、カラーのレーザープリンターですとか、あとは専用の書棚とか、そういった備品購入も含めまして、今回の8月会議に計上させていただくという予定であります。

教育委員会で今、考えているのは、今申し上げたとおり、非常勤の職員、1人配置を考えておりまして、これが一番大きく金額がかかるかなと思いますが、一応、予定としては9月から3月までの7カ月分ということで、93万7,000円の報酬ですね、それが一番大きなものになりますが、先ほど申し上げたような消耗品等も含めると、総額で272万円ほど、今現在、補正予算を予定しております。

ただ、まだ査定も受けておりませんし、具体的な協議、まだしておりません。こちらが一方的に入力している状況なんですけれども、それでちょっとお示しできる資料はないのですが、こういった予算を、今回の8月会議で補正で計上させていただきたいということで、お願いでございます。

詳しいところは、もっときちんとした段階で、報告になるかもしれませんが、お示しをさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） では、まだ8月会議、8月5日にあるんですが、中身が、今言ったようなお話だったということですね。では、次に移っていいですか。

2 行事予定等について

○教育長（大友義孝） では、行事予定は、説明必要ないですよ、行事予定。配付させていただいたとおりですので、よろしく願いします。既に、中学校の運動会のご案内が来ているところがございます。その字句の訂正も、ひとつお願いを申し上げながら、お願いします。不動堂の「道」の字ですね、「失礼しました」の声あり）よろしく願いします。

中学校の運動会は、3校なので、これももしかしたら委員さん方の振り分けさせてもらうかもしれないんですが、次回の教育委員会で確認させていただきたいと思います。

3 令和元年8月教育委員会定例会の開催日について

○教育長（大友義孝） さて、最後です。次回の教育委員会定例会の開催日でございます。

8月のお盆過ぎ、8月25日、26日……。

○教育次長（佐々木信幸） ちょっとよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○教育次長（佐々木信幸） 8月の定例会の日程調整について、少しお願いがあるので、お話しさせていただきますよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） はい、どうぞ。

○教育次長（佐々木信幸） これは、私が今現在進めております教育委員会評価委員会を、今、1回目の会議を既に開催しまして、今後2回、3回というふうで開催する予定になっておりますけれども、最終的には9月会議ですね、議会で行政報告をさせていただくというのが、議会への報告と同時に、公表ですね、これが最終的な方法になります。例年、議会で報告をする前に、全員協議会を開催いただき、そこで事前に説明をして、議会では初日に教育長から行政報告のみをするというのが例年の手法になっております。

それで、9月の議会第1日目が、一番下から2番目、9月3日の火曜日になりまして、点検評価について議会で行政報告というのを前提としますと、ぎりぎり遅くても8月26日の週は全員協議会でご説明を申し上げないと、これも総務課長にはちょっとお話しはしていますけれども、この日程で全協が開けるかどうかというのは、まだ未定です。こちらの希望的な日程なんですけれども、全協での説明と。それを前提としますと、その前に、教育委員会で最終的に点検評価の報告書を承認いただくという手続が必要になりますので、その前に教育委員会を開催していただく必要があるのかなというふうに考えてございます。

それで、それをもし定例会でご承認いただくということを想定しますと、遅くてもこの週ですね、8月19日から23日の週のうちに定例会を開催いただき、ご承認をいただいて、全員協議会で説明して、9月会議で行政報告という流れが、どうしても必要なというふうに思いましたので、このスケジュール表をつくらせていただきました。

今の予定では、第2回評価委員会は7月29日の午後、月曜日ですが、予定しておりまして、最終的に評価委員会でまとめるのが、8月7日水曜日を予定してございます。

ですので、この日以降であれば、ちょっと日にちをいただければ、最終的な点検評価に評価委員さんの意見を含めた形で、きちんとした形に示すことができるかなと思うんですが、実際、その後となりますと、8月のお盆の期間に入ってしまうまして、なかなか日程がとれないものですから、教育委員会の定例会、8月の19日の週あたりではいかがでしょうかというところも、ちょっとお含みをいただき、日程調整をお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○教育長（大友義孝）　　ということは、8月19日の週ということなんですね。

○教育次長（佐々木信幸）　　そうですね。できましたらということで。議会との調整が、まだとれてないので、全員協議会がいつになるかという日程も、実は関連はしてくるんですけれども。

○教育長（大友義孝）　　でも、この週にしておいたほうがいいですね。

○教育次長（佐々木信幸）　　そうですね。

○教育長（大友義孝）　　どうですか。ここで何日という、手帳を見ながら相談ということになるかと思うんですけれども。

○教育次長（佐々木信幸）　　19日の週ですと、まず月曜日が9月会議に向けた庁議が開催されますが、まだ時間は決まっておらず、（「1時半となっているよ」の声あり）1時半は、あれじゃないですかね。8月会議の庁議のほうは1時半というのは決まっているんですけれども。

○教育長（大友義孝）　　後から電話がきたのかな。案件的にもまだ多いので、朝からになるのではないですかという話でしたね。

○教育次長（佐々木信幸）　　1日になるかもしれないと。

○教育長（大友義孝）　　おそらくそうなる可能性ありますね。

○教育次長（佐々木信幸）　　そうしますと、20日か21日、もしくは23日の午後あたりかなというのがありますが。

○教育長（大友義孝）　　都合悪い日、希望日、ありますか。最初に言ったほうが勝ちなんだね。

○委員（後藤眞琴）　　僕、合わせます、みんなに。

○教育長（大友義孝）　　そうですね。じゃあ、千葉委員さんは。

○委員（千葉菜穂美）　　大丈夫です。

○委員（成澤明子）　　水・木、ちょっと病院の送迎があったりするかもしれない。

○教育長（大友義孝）　　午後だったらいいですか。

○委員（成澤明子）　　はい、午後は。水・木以外だったら大丈夫。

○委員（後藤眞琴）　　じゃあ金曜日。

○教育長（大友義孝）　　金曜日ですか。23日の午後からということでよろしいですか。

○各委員　　「はい」の声あり

○教育長（大友義孝）　　では、定例なので、1時半ということでよろしいですかね。

○各委員　　「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、お願いいたします。

○教育次長（佐々木信幸） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） では、8月23日13時30分と。

では、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ちょっと長くなりましたが、これをもって令和元年7月教育委員会定例会を閉会させていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時55分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年9月26日

署名委員

署名委員
